

公立大学法人先行事例における定款記載内容と国立大学法人法

項目	国際教養大学	大阪府立大学	横浜市立大学	北九州市立大学	長崎県立大学、シーボルト大学	岩手県立大学ほか2短期大学	国立大学法人法	
理事長・学長	兼務	兼務	別置	別置	別置	別置		
1 目的	この公立大学法人は、外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。	この公立大学法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号、以下「法」という。)に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備えるとともに応用力や実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。	この公立大学法人は、自主的かつ自律的な経営のもとに、国際都市・横浜にふさわしい国際性、創造性及び倫理観を有する人材を育成し、卓越した知的資源の開発に努め、もって横浜市民及び地域社会はもとより、世界に貢献することを旨とする。	この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的とする。	この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性及び国際性を涵養し、実践力と創造性に富む人材を育成するとともに、地域社会の教育研究の拠点として、知の財産を広く提供することにより、県民の生活及び文化の向上並びに地域社会の産業振興、ひいては国際社会に寄与するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。	この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は実生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。	
2 名称	公立大学法人国際教養大学	公立大学法人大阪府立大学	公立大学法人横浜市立大学	公立大学法人北九州市立大学	長崎県公立大学法人	公立大学法人岩手県立大学	国立大学法人 大学	
3 設立団体	秋田県	大阪府	横浜市	北九州市	長崎県	岩手県		
4 事務所の所在地	秋田県河辺郡雄和町	堺市	横浜市	北九州市	長崎県佐世保市	岩手県岩手郡滝沢村		
5 法人の区別	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人		
6 役員	定数・任期	理事長(学長) (2～6年) 副理事長 非設置 理事 6人以内(理事長任期内) 〔常勤 1人 (置くことができる。)] 監事 2人 (2年)	理事長(学長) (2～6年) 副理事長 非設置 理事 5人以内(理事長が定める) 〔半数は学外者を含むこと。] 監事 2人以内 (2年)	理事長 (4年) 副理事長 (4年) 副理事長(学長) (2～6年) 理事 10人以内 (4年) 〔学外者を含むこと。] 監事 2人 (2年)	理事長 (4年) 副理事長(学長) (2～6年) 理事 5人以内 (4年) 〔事務局長 1人 〔学外者を含むこと 監事 2人以内 (2年)	理事長 (4年) 副理事長(学長) (2～6年) 副理事長 1人以内 (2年) 理事 2人以内 (2年) 〔学外者を含むこと 監事 2人 (2年)	理事長 (4年) 副理事長(学長) 3人以内 (2～6年) 理事 8人以内 (4年) 〔専務理事にできる(理事の中から理事長指名) 2人 〔学外者を含むこと 監事 2人 (2年) 再任可	学長 (2～6年) 理事 2～8人(理事長任期内) 〔学外者を含むこと。 監事 2人 (2年) 〔学外者を含むこと
	理事長	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の重要事項は大学経営会議の議を経て決定 ・経営、教育研究審議機関の審議結果を尊重	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の重要事項は役員会の議を経て決定	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の経営に関する重要事項は経営審議会の議を経て決定 ・大学の教育研究に関する重要事項は教育研究審議会の議を経て決定	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の経営に関する重要事項は役員会の議を経て決定	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の経営に関する重要事項は理事会の議を経て決定	・法人を代表し、その業務を総理 ・専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、法人の常務を統括 ・理事は、法人の業務を掌理 ・理事長、副理事長の職務代理 (理事長があらかじめ指定した順序により)	・学校教育法58条 規定の職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理 ・法人の重要事項は役員会の議を経て決定
	副理事長			・理事長を補佐 ・理事長の職務代理(理事長指名者)	・法人を代表 ・理事長を補佐 ・理事長の職務代理	・法人を代表 ・理事長を補佐 ・理事長の職務代理	・法人を代表 ・理事長を補佐 ・理事長の職務代理	
	理事	・理事長を補佐 ・理事長の職務代理 (常務理事を置く場合は常務理事)	・理事長を補佐 ・理事長の職務代理	・理事長、副理事長を補佐 ・理事長、副理事長の職務代理 (理事長指名者)	・理事長、副理事長を補佐 ・理事長、副理事長の職務代理 (あらかじめ指定した順序により)	・理事長、副理事長を補佐 ・理事長、副理事長の職務代理 (別に定めるところにより)	・専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、法人の常務を統括 ・理事は、法人の業務を掌理 ・理事長、副理事長の職務代理 (理事長があらかじめ指定した順序により)	・理事長を補佐 ・理事長の職務代理
	監事	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・市長に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、学長・文科大臣に意見を提出可
	最初の学長(選考・任期)	- 4年	知事が任命する 4年	理事長が任命する 1年	理事長が任命する 4年	理事長が任命する 3年	理事長が任命する 4年	法施行時の学長を大臣が指名 法人前の任期の残任期間
	7 審議機関等	〔構成〕 経営審議機関 から3名 (理事) 教育研究会議 から2名 (学長・学部長等・教職員) 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める	〔構成〕 経営会議 から3名 (理事長指名理事及び職員・学外者) うち1人は学外理事 教育研究会議 から3名 (理事長指名理事・学部長等・学外者) ・理事長(学長)は除く。 ・委員総数の1/2は学外者 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める ・委員の合議により選考	〔構成〕 経営審議会 から3名 (理事長・教研審議者以外) うち1人は学外理事 教育研究審議会 から3名 (学長・副学長・学部長等・院長・学外者) うち1人は学外者 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める	〔構成〕 経営協議会 から3名 (理事・学外委員) 教育研究審議会 から3名 (副学長・学部長等・教職員) 理事を兼ねる者を除く。 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める	〔構成〕 経営協議会 から5名 (学長でない副理事長・理事・学外委員) 教育研究審議会 から5名 (副学長・学部長等・教職員) 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める	〔構成〕 経営会議 から3名 (教育研究会議構成員除く) 教育研究会議 から3名 学外者を含むこと。 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める	〔構成〕 経営協議会 学外委員から } 同数 教育研究評議会 学部長等・職員から } ・委員総数1/3以内で学長・理事を加えることができる。 〔議長〕 委員の互選 機関を主宰 〔議事手続など〕 議長が機関に諮って定める

公立大学法人先行事例における定款記載内容と国立大学法人法

項 目	国際教養大学	大阪府立大学	横浜市立大学	北九州市立大学	長崎県立大学、シーボルト大学	岩手県立大学ほか2短期大学	国立大学法人法
7 審議 機関 等	<p>【構成】 学長</p> <p>学長の定める重要組織の長 教職員(学長指名7人)</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> - - - ・教育課程編成 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 - ・自己点検・評価(教学) ・教学に関する理事会への意見 - ・その他教学に関する事項 <p>【招集・議事】 ・学長招集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長 = 学長・学長指名者 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 	<p>【構成】 学長 理事(学長指名)</p> <p>学長が定める重要組織の長 職員(学長指名) 学外委員(学長指名)</p> <p>【委員数】 25人以内</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(教学) ・中期計画・年度計画(教学) ・学則等重要な規則(教学) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・教員人事(方針含む。) - ・自己点検・評価(教学) - ・その他教学に関する重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 <p>【その他】 委員の任期 2年</p>	<p>【構成】 学長 副学長</p> <p>学長の定める重要組織の長 付属病院の長 学外委員(学長指名)</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標意見(教学) ・認可、承認が必要となる事項(教学) - ・教育課程の編成 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 - ・自己点検・評価(教学) - ・その他教学に関する重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長招集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 <p>【その他】 経営審議会への意見可</p>	<p>【構成】 学長 副学長 事務局長 学部長 学長が定める重要組織の長 教職員(学長指名) 学外委員(学長指名)</p> <p>【委員数】 20人以内</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(教学) ・認可、承認が必要となる事項(教学) ・重要な規程(教学) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・教員の人事及び評価(経営に関するものを除く。) ・自己点検・評価(教学) ・経営審議会への教育研究審議会の意見 ・その他教学に関する事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長招集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 	<p>【構成】 学長 副学長 学部長 規則で定める重要組織の長 規則で定める教育研究組織構成員(学長指名) 事務職員(学長指名)</p> <p>【委員数】 -</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(経営除く) ・中期計画・年度計画(経営除く) ・重要な規程(教学) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・教員の人事及び評価(経営に関するものを除く。) ・自己点検・評価(教学) - ・その他教学に関する重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長招集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 	<p>【構成】 学長 副学長 重要組織の長及び事務組織の長(学長指名) 学外委員(学長指名)</p> <p>【委員数】 18人以内</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(教学) ・年度計画(教学) ・認可、承認が必要となる事項(教学) ・重要な規程(教学) ・教員人事のうち人事の基準(経営に関するものを除く) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・自己点検・評価(教学) ・その他教学に関する重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長招集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 <p>【その他】 委員の任期 2年 再任可</p>	<p>【構成】 学長 理事(学長指名)</p> <p>機関の定める重要組織の長 職員(学長指名)</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(教学) ・中期計画・年度計画(教学) ・学則等重要な規則(教学) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・教員人事 - ・自己点検・評価(教学) - ・その他教学に関する事項
8 業務の 範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。 - ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること。 - ・前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・教育研究成果を普及し、及びその活用を促進すること。 - ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ・地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。 ・地域社会及び国際社会において、大学における教育研究成果を普及し、及びその活用を促進すること。 - ・前各号の業務に付帯する業務を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・法人における教育研究成果を普及し、及びその活用を促進すること。 - ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・県立大学における研究成果を普及し、及びその活用を促進すること。 - ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・国立大学における教育研究成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ・国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 - ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
9 公共的な 施設の 名称・所在地	-	-	-	<p>【名 称】 北九州市立大学 【所在地】 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号</p>	-	-	-
10 資本金	1,393,261,000円(建物)	建物出資	土地出資 出資の日における時価を基準として市が評価した額の合計金額を資本金とする。	土地・建物出資 出資の日における時価を基準として市が評価した価額の合計額	土地・建物出資 出資の日における時価を基準として県が評価した価額の合計額	土地・建物出資 出資の日における時価を基準として県が評価した価額の合計額	各大学に出資されたもの(土地等)の価額
11 公告の方法	秋田県公報	大阪府公報(ただし、天災等により掲載できないときは、法人の掲示場にて掲載)	横浜市報	北九州市公報	長崎県公報	岩手県報	-
12 解散に伴う 残余財産の 帰属	秋田県	大阪府	横浜市	北九州市	長崎県	岩手県	-
13 委任	法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。	法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程による。	法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める。	法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。	法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める。	この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。	-

公立大学法人先行事例における定款記載内容と国立大学法人法

項目	長崎県立大学、シーボルト大学	岩手県立大学ほか2短期大学	国立大学法人法
理事長・学長	別置	別置	兼務
1 目的	この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性及び国際性を涵養し、実践力と創造性に富む人材を育成するとともに、地域社会の教育研究の拠点として、知の財産を広く提供することにより、県民の生活及び文化の向上並びに地域社会の産業振興、ひいては国際社会に寄与するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。	この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、並びに職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって広く社会の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。
2 名称	長崎県公立大学法人	公立大学法人岩手県立大学	国立大学法人 大学
3 設立団体	長崎県	岩手県	
4 事務所の所在地	長崎県佐世保市	岩手県岩手郡滝沢村	
5 法人の区別	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人	
6 役員	定数・任期	理事長 (4年) 副理事長(学長) 3人以内 (2～6年) 副理事長 1人以内 (2年) 理事 8人以内 (4年) 専務理事にできる(理事の中から理事長指名) 2人 学外者を含むこと 監事 2人 (2年) 再任可	学長 (2～6年) 理事 2～8人 (理事長任期内) 学外者を含むこと。 監事 2人 (2年) 学外者を含むこと
	理事長	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の経営に関する重要事項は理事会の議を経て決定	・法人を代表し、その業務を総理 ・法人の重要事項は役員会の議を経て決定
	副理事長	・法人を代表 ・理事長を補佐 ・理事長の職務代理	
	理事	・理事長、副理事長を補佐 ・理事長、副理事長の職務代理 (別に定めるところにより)	・専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、法人の常務を統括 ・理事は、法人の業務を掌理 ・理事長、副理事長の職務代理 (理事長があらかじめ指定した順序により)

公立大学法人先行事例における定款記載内容と国立大学法人法

項目		長崎県立大学、シーボルト大学	岩手県立大学ほか2短期大学	国立大学法人法
7 審議 機関 等	監事	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、理事長・知事に意見を提出可	・法人の業務を監査 ・必要があるとき、学長・文科大臣に意見を提出可
	最初の学長 (選考・任期)	理事長が任命する 3年	理事長が任命する 4年	法施行時の学長を大臣が指名 法人前の任期の残任期間
7 審議 機関 等	学長選考 機関	<p>【構成】 経営協議会 から5名 (学長でない副理事長・理事・学外委員)</p> <p>教育研究審議会 から5名 (副学長・学部長等・教職員)</p> <p>【議長】 委員の互選 機関を主宰</p> <p>【議事手続など】 議長が機関に諮って定める</p>	<p>【構成】 経営会議 から3名 (教育研究会議構成員除く)</p> <p>教育研究会議 から3名 学外者を含むこと。</p> <p>【議長】 委員の互選 機関を主宰</p> <p>【議事手続など】 議長が機関に諮って定める</p>	<p>【構成】 経営協議会 学外委員から } 同数 教育研究評議会 学部長等・職員から</p> <p>・委員総数1/3以内で学長・理事を加えることができる。</p> <p>【議長】 委員の互選 機関を主宰</p> <p>【議事手続など】 議長が機関に諮って定める</p>
	役員による 会議 (法定外)	<p>【名称】 理事会</p> <p>【構成】 理事長 副理事長(学長) 副理事長 理事</p> <p>【委員数】 5人以内</p> <p>【審議事項】 ・中期目標への意見 ・認可、承認が必要となる事項 ・予算、決算 ・重要な組織の設置、廃止 ・職員の人事の方針 ・ ・</p>	設置せず	<p>【名称】 役員会</p> <p>【構成】 学長 理事</p> <p>【委員数】 3～9人</p> <p>【審議事項】 ・中期目標への意見 ・認可、承認が必要となる事項 ・予算、決算 ・重要な組織の設置、廃止 ・ ・ ・</p>

公立大学法人先行事例における定款記載内容と国立大学法人法

項 目		長崎県立大学、シーボルト大学	岩手県立大学ほか2短期大学	国立大学法人法
7 審議 機関 等	役員による 会議 (法定外)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他理事会が定める重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長召集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 理事長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 ・監事は意見を述べるができる 		<ul style="list-style-type: none"> ・その他重要事項 <p>【招集・議事】</p> <p>規定なし</p>
	経営審議機関	<p>【構成】</p> <p>理事長 副理事長(学長) 理事</p> <p>学外委員(理事長任命) 4人</p> <p>【委員数】</p> <p>9人以内 プラス副学長</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(経営) ・中期計画・年度計画(経営) ・重要な規程(経営) ・予算、決算 - - - ・自己点検・評価(組織及び運営の状況) ・その他経営に関する重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長召集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 理事長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 	<p>【構成】</p> <p>理事長 副理事長(学長) 理事及び職員(理事長指名)</p> <p>学外委員(理事長任命・総数の1/2以上)</p> <p>【委員数】</p> <p>12人以内</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(経営) ・年度計画(経営) ・認可、承認が必要となる事項(経営) ・重要な規程(経営) ・予算、決算 ・重要な組織の設置、廃止 ・職員の人事(経営) ・自己点検・評価(組織及び運営の状況) ・その他経営に関する重要事項 <p>【招集・議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長召集 ・委員による招集要求可 ・議長 = 理事長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決 	<p>【構成】</p> <p>学長</p> <p>理事(学長指名者) 職員(学長指名者) 学外委員(学長任命・総数の1/2以上)</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標への意見(経営) ・中期計画・年度計画(経営) ・学則等重要な規則(経営) ・予算、決算 - - - ・自己点検・評価(経営) ・その他経営に関する事項

公立大学法人先行事例における定款記載内容と国立大学法人法

項 目		長崎県立大学、シーボルト大学	岩手県立大学ほか2短期大学	国立大学法人法
7 審議 機関 等	教育研究審議 機関	<p>【構成】 学長 副学長 学部長 規則で定める重要組織の長 規則で定める教育研究組織構成員(学長指名) 事務職員(学長指名)</p> <p>【委員数】 -</p> <p>【審議事項】 ・中期目標への意見(経営除く) ・中期計画・年度計画(経営除く) ・重要な規程(教学) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・教員の人事及び評価(経営に関するものを除く。) ・自己点検・評価(教学) - ・その他教学に関する重要事項</p> <p>【招集・議事】 ・学長招集 ・委員による召集要求可 ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決</p>	<p>【構成】 学長 副学長 重要組織の長及び事務組織の長(学長指名) 学外委員(学長指名)</p> <p>【委員数】 18人以内</p> <p>【審議事項】 ・中期目標への意見(教学) ・年度計画(教学) ・認可、承認が必要となる事項(教学) ・重要な規程(教学) ・教員人事のうち人事の基準(経営に関するものを除く) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・自己点検・評価(教学) ・その他教学に関する重要事項</p> <p>【招集・議事】 ・学長招集 ・委員による召集要求可 ・議長 = 学長 ・成立 = 過半数出席 ・議事 = 出席者の過半数 可否同数は議長裁決</p> <p>【その他】 委員の任期 2年 再任可</p>	<p>【構成】 学長 理事(学長指名)</p> <p>機関の定める重要組織の長 職員(学長指名)</p> <p>【審議事項】 ・中期目標への意見(教学) ・中期計画・年度計画(教学) ・学則等重要な規則(教学) ・教育課程編成方針 ・学生修学支援等 ・学生在籍に関する方針等 ・教員人事 ・自己点検・評価(教学) - ・その他教学に関する事項</p>
10	資本金	土地・建物出資 出資の日における時価を基準として県が評価した価額の合計額	土地・建物出資 出資の日における時価を基準として県が評価した価額の合計額	各大学に出資されたもの(土地等)の価額
12	解散に伴う残余 財産の帰属	長崎県	岩手県	